

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年3月まで

私の国民年金への加入は、母親が加入手続をして、兄と二人分の国民年金保険料を納付してくれていたもので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は60歳到達時までの国民年金加入期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、私の母親が私と兄の分を一緒に納付してくれていたと思う。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の兄の当該期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても、申立人の母親が納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和47年に友人に勧められ、国民年金に加入して以降、未納がないように国民年金保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は昭和47年3月に国民年金に任意加入してから60歳到達時までの国民年金加入期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人は、「国民年金に加入して以降、未納が無いように納付してきた。」と主張しているところ、上記のとおり申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 463

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月16日から同年6月1日まで

私は、昭和46年5月10日にA社C営業所（現在は、D支店）に入社し、現在まで継続して勤務しているのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、昭和47年11月から、海外出張のためA社C営業所から同社本社に移籍しており、帰国後、同社同営業所に再移籍した際に厚生年金保険の事務手続の誤りがあったと思われるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人と同職種の複数の同僚の供述、雇用保険の加入記録及びB社への照会結果から、申立人は、昭和46年5月から現在までの期間において同社に継続して勤務し（A社C営業所から同社本社に移籍し、再び同社同営業所に再移籍）、この間、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社に照会した結果、同社は、「『人事に関する件通達（昭和47年11月1日）』から、海外工事部発令の申立人及び当社C営業所の3人の従業員（うち、一人は同年9月1日付け）は、当社本社に在籍させたまま、海外で勤務させていることが確認でき、その間の厚生年金保険は本社で適用していたと思われる。」と回答しており、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人及び申立人とほぼ同時期に同社C営業所から海外

出張していたとされる複数の当該同僚らが、昭和47年9月1日または同年11月1日において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、帰国後、A社C営業所に再移籍したとされる異動日について確認したところ、B社は、『人事に関する件通達（昭和49年6月1日）』から、申立人及び当該従業員3人は、その日付けで当社C営業所に異動となっていることが確認できるものの、当時は当該通達と厚生年金保険の届出は一致していなかったことが多かったと聞いている。」と述べている。この点について、申立人は、「請負元である事業所から現地指導員としてとどまるよう要請を受けたため、ほかの同僚よりも遅れて帰国した。」と供述しており、当該同僚らも、申立人の帰国は同僚らより遅かった旨をそれぞれ供述している。ところで、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、当該同僚のうち二人が、申立人より早い昭和49年3月13日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認され、別の一人は申立人と同じ同年5月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているものの、同社同営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、これら同僚の全員が同社本社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日と同日付けで同社同営業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。これらの事実から判断すると、申立人は、申立人が同社同営業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年6月1日に同営業所に異動したものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和49年4月のA社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが必要である。
- 3 申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったとすることから、事業主は昭和49年5月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA組合（後の、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は27年7月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和24年4月は4,200円、同年5月及び同年6月は4,000円、同年7月及び同年8月は4,500円、同年9月から25年1月までの期間は5,000円、同年2月から同年4月までの期間は4,000円、同年5月から26年7月までの期間は3,500円、同年8月から27年6月までの期間は4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から27年7月1日まで

私は、18歳ぐらいのころ、兄を頼りC市に来て、A組合で配送の業務に従事したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、申立人が、申立期間において、A組合に勤務していたことが認められる。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は27年7月1日）が確認できる。

さらに、申立人の元同僚からは、「申立人とは、申立期間当時、一緒に勤務していた。『D』姓の従業員は、申立人以外にはいなかったと思う。」旨の供述が得られているところ、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確認することができな

いことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年4月1日に被保険者資格を取得し、27年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

- 2 申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和24年4月は4,200円、同年5月及び同年6月は4,000円、同年7月及び同年8月は4,500円、同年9月から25年1月までは5,000円、同年2月から同年4月までは4,000円、同年5月から26年7月までは3,500円、同年8月から27年6月までは4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年2月1日から31年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30年2月から同年9月までの期間は1万円、同年10月から31年5月までの期間は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月18日から31年6月1日まで
私がA社に再入社したのは、厚生年金保険の加入記録がある昭和31年6月ではなく29年11月である。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和30年2月1日から31年6月1日までの期間について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA社の当時の役員及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、同社で販売業務を担当する従業員として勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のA社の従業員数と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数がほぼ一致していることが確認でき、当時、同社は、申立人と同職種の同僚を含むほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

さらに、当時の社会保険事務担当者は、「会社規程により、厚生年金保険に加入させない3か月の試用期間があったが、試用期間経過後はすべての従業員を必ず厚生年金保険に加入させ、給与から保険料を控除していた。」旨

を供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、試用期間経過後の昭和30年2月1日から31年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立人の当該期間の標準報酬月額については、同職種の同僚のA社における昭和29年10月及び31年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、30年2月から同年9月までの期間を1万円、同年10月から31年5月までの期間を1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主による申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得届、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が、昭和31年6月1日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年2月から31年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和29年11月18日から30年2月1日までの期間について

当該期間に関しては、当時の社会保険事務担当者に照会した結果、「会社規程により3か月の試用期間は厚生年金保険に加入させていない。」旨の供述が得られており、複数の同僚らも、「見習期間又は試用期間があったので、入社後3か月は厚生年金保険に加入していなかった。見習期間中に厚生年金保険料が控除されているようなことはなかった。」旨をそれぞれ供述している。これらの供述内容からすると、A社においては、入社から3か月は試用期間を設けており、この間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった事実がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分国民年金 事案 657 (事案 560 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

A 市の職員であった母親が、毎月、市の国民年金係に私の国民年金保険料を納付していた。前回申立てしたが、認められなかったことに納得がいかない。元妻も母親から聞いているので証言すると言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親も既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 47 年 2 月以降に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている元妻も申立期間の国民年金保険料は未納となっているほか、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 10 日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「元妻は、私の母親が私の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを知っているので証言すると言っている。元妻に聴取してほしい。」と新たに主張しているところ、申立人の元妻に照会した結果、「申立人の母親が申立人の国民年金保険料を払っていると言っていたことは覚えているが、納付期間、納付時期及び納付方法等の詳しいことについては

聞いていないので分からない。」と証言するにとどまり、申立期間が11年間と長期間であることを踏まえると、当該証言のみをもって、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と捉えることはできないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年2月まで

私は、20歳のころに母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金の未加入期間と記録されていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、「20歳のころに母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の被保険者記録から、平成7年4月に払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する国民年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として、申立人の20歳到達時である「平成2年*月*日」と誤記載されているものの、オンライン記録には、本来の資格取得日である「平成7年4月1日」と正確に記録されていることを踏まえると、この記載をもって申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 659

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで

私は、申立期間当時、大学病院に勤務していたが、無給だったので、国民年金には加入していなかった。

その後、給料がもらえるようになり厚生年金保険に加入したので、国民年金に未加入だった申立期間について、区役所で加入手続を行い、国民年金保険料を一括して納付したので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 12 月ごろに夫婦連番で払い出されていることが推認できるところ、当該払出日直後の 6 年 1 月 20 日に、その時点で納付可能な 3 年 12 月から 5 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間は既に時効により納付できない期間であるとともに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は「昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入した後、事務員から空白期間の国民年金も納付した方がいいと勧められたので、国民年金に加入して、申立期間の保険料を納付したのではないかと思う。」と主張しているところ、大学病院に照会したところ、「当時、大学病院が国民年金の加入を勧めることはしていなかったと思う。現在でも勧めていない。」と回答している上、大学病院における厚生年金保険を申立人と同日（昭和 60 年 4 月 1 日）付けで資格取得した者のうち、昭和 60 年 4 月以降に国民年金に加入した上で、申立期間前後の国民年金保険料を納付している者は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 460

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 2 年 3 月から同年 5 月 29 日まで、A 社に勤務しており、同年 3 月から 5 月までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたが、オンライン記録では同年 5 月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

私が所持する同年 5 月分の給与明細書から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは明らかであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社の平成 2 年 3 月から同年 5 月までの期間に係る給与明細書から、申立人は、同社に入社した同年 3 月から同年 5 月に退職するまでの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する退職証明書（A 社が平成 3 年 4 月 20 日付けで発行）から、申立人の離職日及び退職日はともに平成 2 年 5 月 29 日であることが確認できる。

また、事業主は、申立期間当時の関連資料等が無いため、申立内容について確認できない旨を回答しているが、オンライン記録から、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、退職日の翌日である平成 2 年 5 月 30 日であることが確認できることから、申立人は、「平成 2 年 5 月 29 日に A 社を退職した。」と述べていることから、申立期間において、申立人が勤務していたことは認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見つからない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が、平成2年5月分の厚生年金保険料を事業主により同年5月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に雇用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 5 月 31 日まで

私は、専門学校を卒業後、昭和 61 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に就職した。

平成元年に退職するまでの期間、継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、雇用保険の加入記録及び B 社が保管する労働者名簿から、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所番号等索引簿では、B 社は昭和 63 年 6 月 1 日に適用事業所に該当しており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B 社が保管する厚生年金保険の適用通知書から、同社の厚生年金保険の適用年月日は昭和 63 年 6 月 1 日付けとなっていることが確認できる。

さらに、B 社に照会した結果、「当社が適用事業所に該当する前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」との回答が得られており、申立期間当時から顧問で給与計算をしていたとする税理士法人に照会した結果においても、「申立期間当時の賃金台帳等はないが、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当する前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」との供述が得られている。

加えて、A 社に勤務していた複数の同僚は、「昭和 60 年から同社に勤務したが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間について給与から厚生年金保険料の控除は無かった。」「昭和 57 年に入社したが、同社が適用事業所に該当するまでの期間は国民年金に加入していた。」とそれぞれ供述して

おり、同社に係るオンライン記録から、当該同僚らは昭和 63 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していること、及びオンライン記録から、複数の同僚が申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月10日から同年8月16日まで

私が昭和19年から勤務していたA区のB社は、戦災後の20年3月にC市に移転した。同社が移転した後、終戦の20年8月15日までの期間においても勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戦災等に係る詳細な記憶及び勤務内容に係る具体的な供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、C市に移転したとするB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、B社は昭和20年3月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること、及び同社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことに伴い、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、C市において、申立人が申立期間当時勤務したとするB社と同じ社名の事業所を確認することができない上、適用事業所名簿からも、同市における厚生年金保険の適用事業所に該当する同じ社名の事業所を確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人が記憶する同僚はいずれも、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和20年3月10日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが認められる上、当該同僚及び申立人が一緒にC市の同社に異動したと申し立てている複数の同僚を含む者が申立期間において厚生年金保険に加入していたこと

をうかがわせる記録を確認することができない。

加えて、事業主は居所不明の上、同僚も居所等が不明のため、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。